

カードローンカード規定

1.（ローンカードの利用）

カードローン取引について発行したカードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- （1）当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（事業者向けローンカードの場合、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）、ゆうちょ銀行およびローソン銀行。以下総称して「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻し」といいます。）。
- （2）当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（事業者向けローンカードの場合、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行。以下総称して「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越金の臨時返済をする場合。
- （3）当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（事業者向けローンカードの場合、提携金庫。以下総称して「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金をカードローンからの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- （4）その他当金庫所定の取引をする場合。

2.（支払機による払戻し）

- （1）支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- （2）支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- （3）支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

3.（預金機による臨時返済）

- (1) 預金機を使用して臨時返済するときは、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による臨時返済は、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの臨時返済は、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫の預金機を利用して当座貸越相当額を超えて臨時返済したときは、その超える金額は返済用預金口座へ入金します。ただし、預入提携先利用の場合は、当座貸越相当額の範囲内までとします。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 預金機を使用して臨時返済をする場合には、当金庫および預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、払戻しおよび臨時返済時に払戻請求書なしで自動的に貸越し、その貸越をもって手数料とさせていただきます。なお、支払提携先または預入提携先の自動機利用手数料は、当金庫が支払提携先または預入提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金のカードローン口座からの払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをしたカードローンから自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6. (支払機・預金機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻しをすることができます。
- (2) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限

り、当金庫本支店の窓口でローンカードにより臨時返済をすることができます。

(3) 前記第1項、第2項による払戻しおよび臨時返済をする場合には、ローンカードを提出し、当金庫所定の払戻請求書または入金票にカードローンの口座番号、氏名（署名）、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記第1項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7.（ローンカード・暗証番号の管理等）

(1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたローンカードが、当金庫が本人に交付したローンカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にローンカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる払戻し停止の措置を講じます。

(3) ローンカードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

8.（偽造ローンカード等による払戻し）

ローンカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがローンカードおよび暗証番号の管理について契約者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

9.（盗難ローンカードによる払戻し）

ローンカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。

10.（ローンカードの紛失、届出事項の変更等）

ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前

に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11.（ローンカードの再発行等）

- （１）ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- （２）ローンカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

12.（支払機・預金機・振込機への誤入力等）

- （１）支払機・預金機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、支払提携先の支払機、預入提携先の預金機、振込提携先の振込機を使用した場合の支払提携先、預入提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
- （２）ローンカードによる窓口でのカードローンの払戻しまたは臨時返済をする際に、当金庫所定の払戻請求書または入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

13.（解約、ローンカードの利用停止等）

- （１）カードローン契約を解約する場合には、ローンカードを当店に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- （２）ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当店に返却してください。
- （３）次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第 14 条に定める規定に違反した場合。
 - ② カードローンに関し、最終の払戻しまたは臨時返済から当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合。
 - ③ ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合。

14.（譲渡、質入れ等の禁止）

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

15.（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、各カードローン契約書（当座貸越契約書）およ

び振込規定の各条項により取扱います。

以 上